

JEMIC 技能試験プロトコル

2023 年度 粘度計校正用標準液・粘度校正液技能試験用

1 プロトコルの説明

この技能試験プロトコルは、2023 年度 粘度計校正用標準液・粘度校正液技能試験に参加する事業者（以下「参加事業者」という。）が技能試験を受ける際の注意事項、校正を実施する際の校正条件等について記載したものです。

技能試験前によくお読みいただき、プロトコル記載事項に注意して校正等を実施してください。

2 使用する試料

(1) 試料

- ① 粘度計校正用標準液・粘度校正液（以下、「粘度標準液」という。）

試料調整機関：日本グリース株式会社

JS2.5 相当、JS100 相当（各 500 mL）

配布する粘度標準液は、動粘度と粘度の値が技能試験用に調整されている以外は JIS Z 8809:2011 で規定されている粘度計校正用標準液と同等な試料であり、校正値が未開示のものです。

この粘度標準液は、参照機関で参照値を与える粘度標準液と同一のロットを一括配布します。また、試料の均質性及び安定性については、試料調整機関において事前に同じ種類の前ロット品についてデータがあり、校正の不確かさに比して十分に小さいことが確認されています。

(2) 付属品

- ① JEMIC 技能試験プロトコル
② JEMIC 技能試験プログラム

3 試料の配布

- (1) 試料は、事務局から参加事業者に一括配布するスター方式で行います。

事務局が契約した輸送会社によって、配布日（予定）に参加事業者へ輸送箱に納めた試料及び付属品をお届けします。

参加受付時にご連絡した技能試験期間に変更がある場合は、事務局からご連絡いたします。

- (2) 試料の着荷後、速やかに梱包された試料及び付属品が「試料受取連絡票」に記載のとおりであることの確認（✓記号を記入）を行った後、必要事項をご記入の上、FAX 又は E メールにより事務局まで送付してください。

万一、試料の不具合、輸送のトラブル等があった場合には、速やかに事務局までご連絡ください。

4 校正

- (1) 試料の校正は、技能試験期間中にお申込みいただいた校正ポイントについて実施してください。
- (2) 試料の校正は、参加事業者が通常使用している校正手順書に従って行ってください。登録事業者は、登録された校正手順を用いてください。
なお、通常より測定回数を増やす等の手順の変更はしないようにしてください。
- (3) 試料のキャップ開封後は、可能な限り 24 時間以内に校正を実施してください。また、残った試料については、再測定の可能性もあることから技能試験終了まで適切に保管してください。
- (4) 試料の各温度における動粘度の温度係数及び標準不確かさについては、以下の値を用いて、校正値の決定及び不確かさの見積もりを行ってください。

種類	動粘度の相対温度係数 (1/°C)			相対標準不確かさ
	20 °C	25 °C	40 °C	
JS2.5 相当	0.020	0.019	0.016	0.0007
JS100 相当	0.057	0.053	0.043	0.0004

- (5) 試料の均質性及び安定性に関する標準不確かさについては、本技能試験で配布された粘度標準液の動粘度、密度及び粘度の校正の不確かさには含めないでください。

5 事務局への結果報告

- (1) 提出書類は、下記のとおりです。
 - ① JEMIC 技能試験結果報告書
校正結果、校正の手順書名及び校正条件等を記入したもの
 - ② 技能試験結果に対する校正証明書^{※1}（通常顧客に発行しているもの）
※1 登録事業者は、JCSS ロゴ付きの校正証明書（サンプルでも可）
校正証明書の宛名 「日本電気計器検定所 技能試験事務局」
 - ③ 各校正における不確かさの見積もり表（バジェット表）
- (2) 「JEMIC 技能試験結果報告書」の用紙は、弊所ホームページからダウンロードして、ご利用ください。
②、③は、参加事業者で準備・作成してください。
- (3) 参加事業者は、技能試験期間終了後 2 週間以内に、「JEMIC 技能試験結果報告書」に必要事項をご記入の上、その他提出書類を添えて電子メール等により事務局まで送付してください。
なお、一度送付された提出書類の差し替えについては、変造防止の観点から原則として認めておりませんのでご注意ください。ただし、提出された結果報告書等に不備があった場合には、再提出をお願いすることがあります。

6 技能試験結果報告書記入時の注意点

- (1) 「JEMIC 技能試験結果報告書」は、「記入例」を参考にご記入の上、提出してください。
また、「JEMIC 技能試験結果報告書」に記入する数値の桁数は、校正証明書に記載する数値の桁数に合わせてください。
- (2) 「JEMIC 技能試験結果報告書」には、参加事業者名、配布した試料の番号、技能試験期間、報告日、報告者及び受理番号を記入してください。

なお、受理番号は、技能試験事務局から連絡する「JEMIC 技能試験参加受付連絡書」に記載しています。

(3) 校正結果の記入方法について

校正証明書の記載方法が異なる場合であっても、 E_n 数の算出条件を統一するため、「JEMIC 技能試験結果報告書」の「(1) 校正結果」は、以下の事項を守って報告してください。

なお、提出書類「技能試験結果に対する校正証明書」は、通常顧客に発行している記載方法でかまいません。

- ① 「①校正值」には、通常校正証明書に記載する測定結果を記入してください。この値を粘度値に換算したものを E_n 数算出式の X_{lab} とします。
 - ② 「②拡張不確かさ」には、通常校正証明書に記載する又は記載しようとする拡張不確かさの単位を選択し記入してください。この値を粘度値に換算したものを E_n 数算出式の U_{lab} とします。
 - ③ 「③包含係数」には、拡張不確かさを求めたときの包含係数を記入してください。
- (4) 「JEMIC 技能試験結果報告書」の「(2) 校正の手順書」には、実際に今回の技能試験に使用した校正手順書の文書の名称、文書の番号・記号、文書制定日（改訂した場合は最新改訂日も併記）及び文書の版数を記入してください。
- (5) 「JEMIC 技能試験結果報告書」の「(3) 校正条件等」には、実際に校正を実施した場所の環境条件（温度、湿度及び大気圧力）を記入してください。また、使用した標準器には、校正に使用した粘度計等を記入してください。その他校正結果に対する校正条件等の特記事項があれば記入してください。

なお、結果報告書に記入しきれない場合には、別紙を添付してください。